

令和5年7月4日
市民局市民公益活動推進課

市政記者 各位

福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可にかかる
福岡市市民公益活動推進審議会の諮問の取下げについて

福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可については、令和4年9月2日付で福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問しておりましたが、令和5年6月15日に世界平和女性連合福岡第一連合会から利用許可申請の取下げがあったことから、当該団体の利用許可の可否に係る諮問の取下げを行いましたので、お知らせいたします。

（参考）

福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可について（諮問）
（令和4年9月2日付、市市第149号）

【問い合わせ先】

福岡市市民局市民公益活動推進課

担当：福岡

TEL : 092-711-4283

Fax : 092-733-5768

E-mail : koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

(参考)

(公印省略)

市市第149号

令和4年9月2日

福岡市市民公益活動推進審議会

会長 様

福岡市長 高島 宗一郎

(市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課)

福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可について(諮問)

福岡市においては、NPOやボランティアなどによる市民公益活動の情報及び交流の場を提供するため、福岡市NPO・ボランティア交流センター(以下「あすみん」という。)を設置しております。

あすみんの利用にあたっては、団体等の申請に基づき許可を行っており、令和4年9月2日付けで世界平和統一家庭連合(以下「旧統一教会」という。)の関連団体と報道されている「世界平和女性連合福岡第一連合会(以下「対象団体」という。)」から利用許可申請を受理しました。

旧統一教会や関連団体についてさまざまな報道が行われている中、対象団体へあすみんの利用許可を行った場合、旧統一教会の関連団体が市の施設を利用することへの市民の不満、市の施設で勧誘などが行われるのではないかという市民の不安が懸念されます。

そのため、その他のNPOやボランティアなどの利用が抑制され、市民公益活動の活性化が阻害されるおそれがあることから、対象団体の利用許可の可否について福岡市市民公益活動推進条例第15条の規定により、諮問します。

【諮問事項】

(1)対象団体の利用許可について

利用許可の基準について定めた福岡市NPO・ボランティア交流センター条例第6条第1項各号のいずれかに該当するか否か。

お問い合わせ先

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課企画推進係

担当：福岡、谷口

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL：092-711-4283

Fax：092-733-5768

E-mail：koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp